

医 政 第 3 9 号
令和8年4月14日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県歯科医師会会長
(一社) 岡山県病院協会長

】 殿

岡山県保健医療部医療政策課長

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の
公布について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和8年4月3日付け、医政発0403第5号で厚生労働省医政局長により、別添のとおり通知がありましたので、当該内容について御了知の上、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記に記載のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 ホームページ掲載場所・アドレス

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/1031186.html>